○○○自治会（町内会）規約

**規約の参考例**

第１章総則

　（名称）

第１条　本会は、 ○○○自治会（町内会）と称す。

（目的）

第２条　本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

　（１）広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦

　（２）美化、清掃等区域内の環境の整備

　（３）公民館等、施設の維持管理

　（４）その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

（区域）

第３条　本会の区域は、伊勢市○○町△△△番地○から△△△番地○○まで、△△△番地○○から△△△番地○○までの区域とする。

（事務所）

第４条　本会の事務所は、伊勢市○○○町△△△番地に置く。

第２章　会　員

（会員の資格）

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第８条　会員が次の各号のーに該当する場合には退会したものとする。

　（１）会員の転出等により、第３条に定める区域に住所を有しなくなった場合

　（２）本人より退会届が会長に提出された場合

２　会員が死亡し、又は失綜宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第３章　役員

　（役員の種別及び選任）

第９条　本会に次の役員を置く。

　（１）会長　　　　　　　　　　　　 名

　（２）副会長　　　　　　　　　　　 名

　（３）幹事（その他役員）　　　　　 名

　（４）会計　　　　　　　　　　　　 名

　（５）書記 名

　（６）監事 名

　（７）組長（班長） 　　　　各組　名

２　役員は総会において、会員の中から選任する。

３　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第１０条　会長は、本会を代表し会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　幹事は会の円滑な運営のため、計画立案にあたり、第２条の目的に沿った適切な事業を決定する。

４　会計は本会の会計事務を行う。

５　書記は本会の記録、広報等の業務を行う。

６　監事は本会の会計及び資産の状況ならびに役員の業務執行の状況を監査する他、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告する。

７　組長は各組を代表し、事務連絡、集金等の業務を総括する。

（役員の任期）

第１１条　役員の任期は○○年とし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　会　議

（総会の種別）

第１２条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成及び権能）

第１３条　総会は、会員をもって構成し、この規約に定めるもののほか、本会の運営に

　関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第１４条　通常総会は、毎年度決算終了後３か月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号のーに該当する場合に開催する。

　（１）会長が必要と認めたとき。

　（２）総会員の５分の１以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。

（総会の招集）

第１５条　総会は、会長が招集する。

２　会長は、前条第２項第２号の規定による請求があった日から２０日以内に臨時総会

　を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示

　して、開会の日の５日前までに文書で通知しなければならない。

（総会の議長）

第１６条　総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第１７条　総会は、総会員の２分の１以上の出席がなければ、開催することができない。

（総会の議決）

第１８条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権等）

第１９条　会員は、総会において、各々１箇の表決権を有する。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって若しくは電磁的方法により表決し、又は他の会員を代理として表決を委任することができる。

３　前項の場合における第１７条及び第１８条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（書面又は電磁的方法による決議）

第２０条　総会において決議をすべき場合、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

２　総会において決議すべきものとされた事項について、会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

（総会の議事録）

第２１条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　（１）日時及び場所

　（２）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

　（３）開催目的、審議事項及び議決事項

　（４）議事の経過の概要及びその結果

　（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名押印しなければならない。

第５章　役　員　会

　（役員会の構成及び権能並びに招集等）

第２２条　役員会は監事を除く役員をもって構成し、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

　（１）総会に付議すべき事項

　（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

　（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

２　役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の３分の１以上の請求があったときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって、 ５日前までに会長が招集通知をしなければならない。

（役員会の議長、定足数及び議決）

第２３条　役員会の議長は会長がこれに当たる。

２　役員会には、第１７条、第１８条、第１９条第２０条及び第２１条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中｢総会｣とあるのは｢役員会｣と、｢会員｣とあるのは｢役員｣と読み替えるものとする。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第２４条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

　（１）別に定める財産目録記載の資産

　（２）会費

　（３）活動に伴う収入、又は補助金

　（４）資産から生ずる果実

　（５）その他の収入

（資産の管理）

第２５条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第２６条　本会の資産で、第２４条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において３分の２以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第２７条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第２８条　本会の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会で議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

（事業報告及び決算）

第２９条　本会の事業報告及び決算は、事業報告書・収支計算書・財産目録等として会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３か月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第３０条　本会の会計年度は毎年○○月○○日から始まり翌年○○月○○日に終わる。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第３１条　この規約は総会において、総会員の４分の３以上の議決を得、かつ伊勢市長の認可を受けなければ変更することはできない。

（解散）

第３２条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承認を得なければならない。

（残余財産の処分）

第３３条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第８章　雑　則

　（備え付け帳簿及び書類）

第３４条　本会の事務所には、規約・会員名簿・認可及び登記等に関する書類のほか、総会及び役員会の議事録・収支に関する帳簿・財産目録・資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第３５条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附　則

１　この規約は、本会が伊勢市長の認可を受けた日から施行する。

２ この規約の施行時における事業計画及び予算は、第２８条の規定にかかわらず、総会の定めるところによる。

３ この規約の施行時における会計年度は、第３０条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和○○年○○月○○日までとする。